

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器逆洗弁ピット海水ストームドレンサンプ(A)において、ピット水位低側液位スイッチの誤動作が認められたため、当該リミットスイッチを点検補修。	G	
2	2号機	移動式炉内計装系ボール弁(E)弁座漏えい試験において、漏えい量に規定値外れが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	2号機	非常用ガス処理系排気ファン(B)点検時、インペラナットに固着が認められたため、当該ナットを交換。	G	
4	2号機	低圧蒸気タービン下半内部車室(A)浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修。	G	
5	2号機	主蒸気系タービン複合中間弁浸透探傷検査において、No1,4弁の弁座シート面に指示模様が認められたため、当該部を点検。	G	
6	2号機	低圧蒸気タービン内部車室(A)ヒートパッフル止め金具点検時、ワッシャの緩み(9個)及び脱落(1個)が認められたため、当該ワッシャを交換。	G	
7	2号機	主復水器連続洗浄装置ボール捕集器(B)整流板点検時、母材に腐食が認められたため、当該母材を溶接補修。	G	
8	2号機	主蒸気管油圧式防振器工場点検時、ピストンロッド(3本)に摩耗が認められたため、当該ピストンロッドを補修。	G	
9	2号機	タービン潤滑油系ジャッキング・リフトポンプ(F)用電動機点検時、軸とカップリング端部嵌め合い値に基準値外れが認められたため、対応検討。	G	
10	3.4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器試料調整ラック(A)サンプリング停止用プッシュボタンの破損が認められたため、当該ボタンを交換。(サンプリングの停止は可能)	G	